

かんしょ生産構造転換産地づくり支援事業

第1 事業の内容

本事業は、需要に応じたかんしょの安定生産体制の構築に向けて、次に定める取組に必要な経費を補助するものとする。

1 かんしょ省力生産体系モデル産地の育成

かんしょの省力生産体系の確立に向けて、産地におけるかんしょ生産の省力化に資する新品種・新技術の導入実証、作業の外部化・集約化に向けた体制構築の実証等の取組

2 産地と実需等が連携したかんしょ産地形成

産地と実需者との連携によるかんしょ安定生産モデル産地の形成に向けて、産地と実需者との連携体制づくり、用途に適した新品種・栽培技術の導入実証や試作品の開発、輸出拡大に資する貯蔵・輸送技術の導入実証等の取組

3 農業機械の導入等

1 及び2の取組に必要な農業機械等の導入の取組

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。以下同じ。）

(5) 民間事業者

(6) コンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 農業者又は農業者の組織する団体、実需者、都道府県又は市町村を必須の構成員とすること。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるものほか次に定める基準を満たすものとする。

ア 第1の3の取組を行う場合は受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は農業従事者数を募ること等により、3戸又は5名以上となるように努めるものとする。

- イ 事業の実施に当たっては、実証内容等に応じて、農業者、実需者、農業機械メーカー、試験研究機関、都道府県、市町村等が関与する体制とする。
- 3 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号-4(農業経営体向け)、その他の場合は別記様式第10号-5(民間事業者・自治体等向け)を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、かんしょとする。

2 成果目標

(1) 第1の1の取組を行う場合

次に掲げる目標から1つ設定することとする。

ア 10a当たりの総労働時間を10%以上削減

イ 10a当たりの一基幹作業に係る労働時間を15%以上削減

ウ 事業実施地区におけるかんしょの作付面積を5.0%以上増加

(2) 第1の2の取組を行う場合

次に掲げる目標から1つ設定することとする。

ア 単位面積又は単位収量当たりの販売額を3.0%以上増加

イ 総出荷量に占める輸出向け出荷量又は総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を5.0ポイント以上増加

ウ 総生産数量に占める契約取引の対象数量又は総作付面積に占める契約取引の対象面積の割合を10ポイント以上増加

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

4 留意事項

(1) かんしょ省力生産体系モデル産地の育成

ア 事業実施主体は、事業実施計画書の提出時に、地域で導入しようとする省力生産体系導入計画を添付するものとする。また、当該計画は、産地として導入する新たな省力生産体系の技術、農業機械等に関する内容(特徴、仕様等)、想定される効果、実証に参画する農業者等を記載することとする。

イ 本事業の実施に当たっては、農業者、農業者の組織する団体、試験研究機関、機械メーカー、行政機関等の地域の関係者による連携体制を構築し、省力生産体系導入計画で導入を予定している技術等の実証、運営体制の検証、分析等に取り組むものとする。

ウ 第1の3の取組を行う場合は、事業実施計画書及び省力生産体系導入計画に基づいて実施するものとする。

エ 実施要領第8に規定する事業評価時に、評価シートに省力生産体系の導入の効果を内容とする報告書(省力効果、普及状況等)を添付して提出するものとする。

(2) 産地と実需等が連携したかんしょ産地形成

ア 事業実施主体は、事業実施計画書の提出時に、産地と実需者が合意の上で作成した事業実施年度から目標年度までの3年間のかんしょ生産・販売計画を添付するものとする。また、当該計画は、イに規定する連携体制に参画している農業者が生産したかんしょを同体制に参画している実需者に供給する計画とする。

イ 本事業の実施に当たっては、かんしょ農業者及び実需者を必須とする地域の関係者の連携体制を構築し、産地形成に向けた検討及び取組の推進を行うものとする。

ウ 第1の3の取組を行う場合は、事業実施計画書及びかんしょ生産・販売計画に基づいて実施するものとする。

エ 実施要領第8に規定する事業評価時に、評価シートにかんしょ生産・販売計画の実績（実証成果、生産・販売実績等）を添付して提出するものとする。

第4 補助対象経費、補助率等

1 補助の対象となる経費及び補助率は次のとおりとする。

(1) かんしょ省力生産体系モデル産地の育成

補助対象経費は、生産の省力化に資する新品種・新技術の導入及び作業の外部化・集約化に向けたモデル実証の取組に要する経費のうち別表2に掲げるもの及び以下に掲げる経費とし、他の経費と明確に区分できるもののみとする。

ア 検討会等の開催経費等

検討会や協議体の運営等に要する経費、技術研修、マニュアル等の作成に要する経費

イ 実証ほの設置・運営経費

栽培実証に要する種苗代、肥料代、農薬等の生産資材費、栽培管理費、調査費、栽培技術指導経費、作業機械の借上げに要する経費

なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」の対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

ウ 土壌や収穫物等の成分分析、評価、モニタリング調査等に要する経費

エ 作業の外部化・集約化に向けたモデル実証を行うための運営体制の検証・分析等に要する経費

オ 実証における作業委託に係る経費

なお、この場合の作業受託料金単価は、事業実施地区に係る農業委員会等が定めた農作業標準受委託料金に準じるものとする。

カ 補助率は、アからエまでについては、10/10以内とし、オについては1/2以内とする。

(2) 産地と実需等が連携したかんしょ産地形成

補助対象経費は、用途に適した新品種・栽培技術の導入や試作品の開発及び輸出拡大に資する栽培技術、貯蔵・輸送技術等の導入等の取組に必要な経費のうち別表2に掲げるもの及び以下に掲げる経費とし、他の経費と明確に区分できるもののみとする。

ア 検討会等の開催経費等

検討会や協議体の運営等に要する経費、技術研修、マニュアル等の作成に要する経費

イ 実証ほの設置・運営経費

栽培実証に要する種苗代、肥料代、農薬等の生産資材費、栽培管理費、調査費、栽培技術指導経費、作業機械の借上げに要する経費

なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」の対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

ウ 土壌や収穫物等の成分分析、評価、モニタリング調査等に要する経費

エ 協議体に参画する実需者が行う、実証ほの生産物等を使用して取り組む試作品の

開発に要する経費

- オ 輸出に資する貯蔵・輸送技術等の実証に要する経費
- カ 補助率は、アからオまでについては、10/10以内とする。

(3) 農業機械の導入等

補助対象経費は、事業実施主体、省力生産体系導入計画又はかんしょ生産・販売計画に位置付けられた農業者等が第1の1又は2の取組を実施するに当たって必要な農業機械等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。

- ア 補助率は1/2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1/2以内とする。
- イ 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- ウ 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- エ 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
- オ 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

- (ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (イ) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
- (ウ) 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

カ 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

(ア) 導入及びリース導入共通の留意事項

- a 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。
- b 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。
- c 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- d 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
- e 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- f 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、3戸又は5名以上となるように努めるものとする。
- g 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- h 農業機械等の導入又はリース導入を行う事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。
- i スマート農機（トラクター等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱

うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

j 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクターを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクターのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象に当たらない。

k 本事業で導入する農業機械等については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによる。

1 本事業により導入した機械等については、本事業名等を表示するものとする。

(イ) 農業機械等を導入する場合の留意事項

a 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

b 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第25第3項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

c 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

(a) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

(b) 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械等の耐用年数十年間管理費

(c) 賃借契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(ウ) 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

a 農業機械等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

b リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1/2以内）
ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法

定耐用年数) × 助成率 (1/2以内)

$$\text{リース料助成額} = (\text{リース物件購入価格 (消費税抜き)} - \text{残存価格}) \times \text{助成率 (1/2以内)}$$

- c 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。なお、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。
 - d 事業実施主体は、cの選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。
 - e 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。
- 2 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほの収穫物について、成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分に追加の経費が必要な場合は、それらを本実証ほを管理する農業者等に帰属させ有償での配布等をできるものとする。
- なお、この場合、1の（1）のイ及び（2）のイに係る経費のうち生産資材費については、実証目的とは直接関係なく当該作物の栽培に一般的に要する資材に係るもの補助率を1/2以内とする。
- 3 実施要領第6の3に関して、本事業のうち農業機械等の導入又はリース導入を除く取組については、次期作に向けた調整作業等に時間を要することから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。
- 4 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。
- (1) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしているかんしょを対象とする取組
 - (2) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の規定に基づくでん粉原料用いも交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
- 5 事業実施計画の採択要件
- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
 - (2) 取組の内容が、第3の2の成果目標の達成に直結するものであること。
 - (3) 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。
 - (4) 取組の内容が、受益地域におけるかんしょの生産性向上に寄与するものであること。
 - (5) 事業費に、補助対象外の経費が含まれていないこと。